

利 用 上 の 注 意

I 平成28年経済センサス-活動調査について

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって実施される。

3 調査の期日

平成28年6月1日

4 調査の範囲

以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業を対象とする。

①国及び地方公共団体の事業所

②日本標準産業分類大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

③日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

④日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

⑤日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

5 調査の方法

対象となる事業所・企業の規模等により、調査員による調査と国、県及び市による調査に分けて実施した。

II 本報告書について

本報告書は、平成28年6月1日現在で実施された「平成28年経済センサス-活動調査」（以下「28年活動調査」という。）の結果から、製造業について「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について本県分を独自に集計したものである。

- ・従業者4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、平成29年7月に公表した「平成28年経済センサス-活動調査（速報）佐賀県の概要」の製造業の結果とは異なっており、経済産業省が公表する数値とも若干相違する場合がある。

III 集計項目及び用語の説明

※ 1及び2については、個人経営調査票による調査分を含み、3以降は、当該調査分を含まない。

1 事業所数……平成28年6月1日現在の数である。

- 2 従業者数……平成28年6月1日現在の常用労働者と個人業主及び無給家族従業者の合計である。
- 1) 常用労働者とは、次のうちいずれかの者をいう。なお、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している者（送出者）及び臨時雇用者は含まない。
 - 1 常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト等）
 - ア) 事業所に常時雇用されている者
 - イ) 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者
 - 2 法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない）などで役員報酬を得ている者（有給役員）
 - 3 個人業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - 4 他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている者（受入者）

なお、28年活動調査から常用労働者の定義が変更となっている。（「日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者」が定義から外れた。）
 - 2) 個人業主とは業務に従事している個人業主、無給家族従業者とは個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。
- 3 製造品出荷額等……平成27年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず・廃物の収入額及びその他の収入額の合計で、内国消費税額を含めたものである。
- 製造品出荷額には、同一企業に属する他の事業所に引き渡したものの、原材料又は製造品を他の事業所に支給して製造加工させたものを含んでいる。
- 加工賃収入額とは、他の企業が所有する原材料又は製造品を加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃をいう。
- その他の収入額とは、転売収入、修理料収入、冷蔵保管料収入等で、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入額をいう。
- 4 現金給与総額……平成27年1年間に支払われた、常用雇用者と有給役員に支払われた基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）額、その他の給与額（常用雇用者に対する退職金、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担金等）並びに派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額の合計である。
- 5 原材料使用額等……平成27年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計である。
- 6 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額……事業所が所有するもので、原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品の在庫は含むが、下請賃加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫並びに転売品は含まない。
- 7 有形固定資産……事業所が所有する、建物・構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、耐用年数1年以上の工具・器具・備品等及び土地をいう。
- 8 内国消費税額……酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計で、消費税額を除いている。
- 9 生産額……生産額は従業者30人以上の事業所について、次の算式により計算される。
- $$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$
- 10 (粗) 生産額……従業者29人以下の事業所については、生産額は算出できない。
- なお、全事業所について生産額を示す場合には、(粗) 生産額として次の算式によっている。
- $$\text{(粗) 生産額} = \text{生産額 (30人以上)} + (\text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額}) \text{ (29人以下)}$$

- 11 付加価値額……従業者30人以上の事業所について、次の算式により計算される。
 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額
- 12 粗付加価値額……従業者29人以下の事業所について、次の算式により計算される。
 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等
- 13 （粗）付加価値額……全事業所について付加価値額を示す場合には、（粗）付加価値額として次の算式によっている。
 （粗）付加価値額＝付加価値額（30人以上）＋粗付加価値額（29人以下）
- 14 付加価値率、在庫率、現金給与率、原材料率
- 1) 付加価値率＝ 付加価値額 ÷ {製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（内国消費税額＋推計消費税額）} × 100
- 2) 在庫率 ＝ 製造品年末在庫額 ÷ {製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（内国消費税額＋推計消費税額）} × 100
- 3) 現金給与率……従業者30人以上の事業所について、次の算式により計算される。
 現金給与率＝ 現金給与総額 ÷ {製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（内国消費税額＋推計消費税額）} × 100
 ……従業者29人以下の事業所については、次の算式により計算される。
 現金給与率＝ 現金給与総額 ÷ {製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）} × 100
- 4) 原材料率……従業者30人以上の事業所については、次の算式により計算される。
 原材料率 ＝ 原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（内国消費税額＋推計消費税額）} × 100
 ……従業者29人以下の事業所については、次の算式により計算される。
 原材料率 ＝ 原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）} × 100
- 15 有形固定資産投資総額
 有形固定資産投資総額＝有形固定資産取得額＋建設仮勘定の増減額
- 16 1事業所当たり及び従業者1人当たり
- 1) 1事業所【従業者1人】当たり
 製造品出荷額等
$$= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}【\text{従業者数}】}$$
- 2) 1事業所【従業者1人】当たり
 付加価値額
$$= \frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}【\text{従業者数}】}$$
- 1事業所当たり生産額、製造品年末在庫額、有形固定資産投資総額、原材料使用額等、敷地面積、工業用水量（淡水）及び従業者1人当たり有形固定資産投資総額、現金給与総額は上記2)式の分子を各々置き換えることによって計算している。
- 17 誘致事業所……県内に所在する誘致企業のうち、平成28年6月1日現在で操業中の製造業に属する事業所をいう

IV その他

- 1 事業所の産業分類は、調査期間（活動調査：調査の前年1年間、工業統計：調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、本報告書においては、中分類に基づき分類している。
- 2 調査日現在において、休業中の事業所、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所は、集計に含まれていない。
- 3 「平成27年」の数値は28年活動調査、「平成23年」の数値は平成24年経済センサス - 活動調査、「平成26年」以前（平成23年を除く。）の数値は工業統計の数値である。なお、経済産業省が公表する年次表記とは異なる。
- 4 製造品出荷額等の経理事項については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、28年活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年経済センサス - 活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。
- 5 28年活動調査においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたため、事業所数、従業者数については、個人経営調査票分を含んだ数値であるのに対し、製造品出荷額等の経理事項については、これらの調査分を含まない数値となっている。
- 6 従業者数の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している。
- 7 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計した。
- 8 統計表中の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。
- 9 統計表中、「-」は該当数値がないもの（前年数値のみがない場合も含む）及び分母が0等のため計算できないもの、「0」は単位未満、「△」はマイナスを表す。

「X」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数字を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に平成27年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「X」とした。この数値は合計数値に含めている。なお、従業者については、平成17年9月以降の公表から秘匿を解除している。
- 10 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で事業所全体の調査とし、製造品出荷額等に「その他の収入額」、原材料使用額等に「製造品等に関連する外注費」、「転売収入した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。
- 11 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものである。

12 表及び図の産業中分類の表示は、日本標準産業分類の産業中分類名を次のとおり略して用いた。

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木材・木製品	木材・木製品製造業	24 金属製品	金属製品製造業
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	25 はん用機器	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機器	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機器	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業	30 通信機器	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
20 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他の製品	その他の製造業

(注) 1 基礎素材型産業とは、省略表示の12木材・木製品、14パルプ・紙、16化学、17石油・石炭、18プラスチック、19ゴム製品、21窯業・土石、22鉄鋼、23非鉄金属、24金属製品をいう。

加工組立型産業とは、25はん用機器、26生産用機器、27業務用機器、28電子部品、29電気機器、30通信機器、31輸送機器をいう。

生活関連型・その他産業とは、09食料品、10飲料、11繊維、13家具・装備品、15印刷、20皮革、32その他の製品をいう。

【問合せ先】

佐賀県 総務部 統計分析課 調査分析第二担当

TEL (0952) 25-7037

FAX (0952) 25-7298

Mail: toukeibunseki@pref.saga.lg.jp